

防官文第6461号  
令和4年4月1日  
一部改正 防官文第15144号  
令和6年6月27日  
一部改正 防官文第11612号  
令和7年5月15日

大臣官房長  
各局長  
施設等機関の長  
各幕僚長 殿  
情報本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長

総括文書管理者  
大臣官房長  
(公印省略)

文書管理システムを用いた起案により難い案件について(通達)

防衛省行政文書管理細則(防官文第6147号。令和4年3月30日。以下「文書管理細則」という。)第3章第2第1項第2号アの規定により総括文書管理者が定める決裁機能を有する業務システム及び同号イ(エ)の規定により総括文書管理者が定める場合は、それぞれ次のとおりとする。

なお、文書管理システムを用いた起案により難い案件について(防官文第19306号。26.12.26)については廃止する。

- 1 文書管理細則第3章第2第1項第2号アに規定する決裁機能を有する業務システム
  - (1) 旅費及び謝金・諸手当システム
  - (2) 会計業務電子決裁基盤・証拠書類管理システム
  - (3) 防衛装備品等調達システム
- 2 文書管理細則第3章第2第1項第2号イ(エ)に規定する文書管理システムを用いた起案により難い案件
  - (1) 計算証明規則(昭和27年会計検査院規則第3号)第5条に規定する証拠書類その他の決裁文書の原本が紙でなければならない文書を起案する場合

- (2) 中央調達システムその他のシステムにより出力された用紙を起案用紙として起案しなければならない場合
- (3) 次に掲げる案件その他の案件であって、文書管理システムによる閲覧制限の措置を講じてもなお適確な業務の遂行に支障があると文書管理者が認めるものについて起案する場合。ただし、公になっていないものに限る。
  - ア 人事評価、人事発令及び懲戒処分に関する案件
  - イ 秘密の取扱いに関する適格性の確認等に関する訓令（平成21年防衛省訓令第25号）第2条第5号に規定する適格性の確認に関する案件
  - ウ 特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第12条第1項に規定する適性評価に関する案件
  - エ 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第12条第1項に規定する適性評価に関する案件
  - オ 予定価格に関する案件